

【総務課・虐待防止対策室関係】

1. 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について（関連資料1～5参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

平成27年度予算案における子ども・子育て支援の充実については、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から施行されることとされたことを踏まえ、「社会保障の充実」に充てられる消費税の増収分1.35兆円等から0.5兆円程度を充てることとしており、この財源を活用して、

- ・ 各市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく平成27年度における「量的拡充」に対応するとともに、
- ・ 昨年5月に公表した公定価格の仮単価の前提とした「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれている「質の向上」をすべて実施する

こととしている。

このうち地方負担分に必要となる財源については、地方消費税等の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているため、各都道府県・市町村においても積極的な取組をお願いします。

なお、本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置され、子ども・子育て支援新制度に基づく給付（施設型給付、地域型保育給付、児童手当）や地域子ども・子育て支援事業に関する事務や予算が内閣府に移管されることとなっているので留意いただきたい。

2. 安心こども基金における事業の平成27年度予算案の取扱い等について（関連資料6参照）

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、既存基金の積み増しは厳に抑制する」という考え方が示されたところである。

これを踏まえ、安心こども基金については、平成27年度予算案においては積み増しは行わず、「待機児童解消加速化プラン」推進のための保育所等の施設整備や小規模保育等の改修費、保育士確保対策等について、新たに「保育所等整備交付金」や「保育対策総合支援事業費補助金」を創設し、これまで実施してきた支援施策について、引き続き、財政支援を行うこととしている。

各自治体において、これらの交付金や補助金を積極的に活用し、待機児童解消に向けた取組をより一層加速させていただきたい。

また、平成27年度予算案より、「子育て支援のための拠点施設整備事業」については次世代育成支援対策施設整備交付金、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」については児童虐待・DV対策等総合支援事業において実施することとしている。

安心こども基金で実施していた各事業の平成27年度以降の取扱いについては、**関連資料6**のとおりであり、また、平成27年1月16日付け事務連絡「平成27年度予算案に係る安心こども基金の取扱い等について」においてもお示ししているところであるので、ご了知いただきたい。

また、保育所緊急整備事業や認定こども園整備事業（幼稚園型）等の保育の受け皿を確保するための事業については、事業実施期限を平成27年度末まで1年延長し、安心こども基金の残額を活用して当該事業に活用することを可能としているところ。

なお、待機児童の解消に向けては、当初予算である「保育所等整備交付金」や「保育対策総合支援事業費補助金」を確実に執行いただき、必要に応じて、補完的に安心こども基金を活用していただく形で、双方の財源の計画的な活用を図っていただきたい。

また、「賃貸物件による保育所整備事業」等で平成26年度末までに交付決定した改修費等事業のうち、平成27年度において賃借料の支払いを可能とする事業、「保育士修学資金貸付事業」等で平成26年度末までに貸付（給

付) 決定した事業のうち、平成27年度以降に支払いが生じる事業、「子育て支援のための拠点施設整備事業」等で平成26年度に着手し、平成27年度に完了する事業については、各事業の実施期限が到来するまでの間、安心こども基金の残額から必要な経費の支払い等を行うことができるものとして
いるところである。

また、平成23年度第3次補正予算において措置された「保育所等の複合化・多機能化推進事業」については平成26年度で終了となるが、本事業に係る経費については区分管理を行っていることから、当該残額については「安心こども基金管理運営要領」に基づき、国庫に返納していただくこととなるのでご留意いただきたい。なお、国庫返納に係る具体的な事務処理等については、別途ご連絡させていただくこととしている。

これらの内容を踏まえ、今後、「安心こども基金管理運営要領」の改正を予定している。

また、安心こども基金を活用して実施する事業における消費税の仕入れ税額控除に係る取扱いについて会計検査院より指摘を受けていることから、今後、自治体に対し、取扱いの適正化に関する通知を発出する予定である。

3. 児童虐待防止対策について

(1) 児童虐待の現状等について（関連資料7参照）

① 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

平成25年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待対応件数は、73,802件と過去最高を更新しており、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度は6.3倍となっている。

この増加の背景には、児童虐待に関する広報・啓発に取り組んできたことにより、地域における虐待に関する意識が高まっていると考えられるが、一方で、これだけの件数が報告されていることは大変重く受け止める必要がある。

② 虐待相談の経路別件数、内容別件数等

平成25年度の児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、福祉事務所、学校等からが多くなっている。また、虐待相談の内容別件数は、心理的虐待が38.4%で最も多く、次いで身体的虐待が32.9%となっている。

虐待を受けた子どもの年齢構成は、小学生が最も多く、次いで3歳から学齢時前児童が23.7%、0歳児から3歳未満児が18.9%であり、小学校入学前の子どもの合計の割合を見ると、42.6%となっており、高い割合を占めている。なお、主たる虐待者は実母が54.3%と最も多い。

(2) 児童虐待による死亡事例等について（関連資料8参照）

① 第10次報告について

厚生労働省では、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置して以来、子ども虐待による死亡事例等の検証を行っており、昨年9月には、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」（以下「第10次報告」という。）を公表した。

第10次報告では、平成24年度に厚生労働省が把握した虐待による死亡児童数90人（78事例）についての分析・検証を踏まえ、地方自治体に対し、

- ア 虐待の発生及び深刻化の予防
- イ 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実
- ウ 職員の専門性の確保と資質の向上
- エ 虐待対応における関係機関の効果的な連携

オ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用について、提言がとりまとめられた。

地方自治体におかれては、第10次報告について、児童福祉司や市町村職員等の研修に用いるなど、現場で対応する職員へ確実に周知し、虐待による死亡事例の再発防止にご活用いただきたい。

② 第1次から第10次報告までの検証結果の概要について

第1次から第10次までの報告から、

- ・ 心中以外の虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合は44.0%で、中でも0日児の割合は17.2%であること
 - ・ 加害者の割合は実母が55.7%と最も多いこと
 - ・ 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%
- (※第2次から第10次報告までの集計)

であったことが虐待による死亡事例の主な特徴としてみられており、このような特徴や傾向を踏まえた対策を講じる必要がある。

③ 児童虐待の死亡事例等の検証について

児童虐待の死亡事例等の検証を行うことは、児童虐待の発生予防、重篤化防止等、その後の児童虐待防止対策においても重要であり、児童虐待防止法第4条第5項において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されている。地方自治体におかれては、死亡事例等が発生した場合は、当該事例の検証を確実に行うようお願いする。

(3) 児童相談所及び児童福祉司について（関連資料9参照）

① 平成26年度の児童相談所設置自治体数は69自治体で、全国の児童相談所数は207カ所、そこに配置されている児童福祉司数は2,829人であり、平成11年度に比べ、自治体数、児童相談所数はともに1.2倍、児童福祉司数は2.3倍となっている。

② 平成26年度地方交付税措置上の児童福祉司数は、標準団体（人口170万人）当たり36人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、地域によっては、平成26年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口4.7万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方自治体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、児童福祉司については、業務内容の複雑多様化、業務量の増加により厳しい業務状況にあるものと承知している。そうした児童福祉司の業務量を把握するため、先般、業務量調査を実施し

たところであり、その結果を踏まえ、児童福祉司が適切な相談援助活動を実施できるよう、総務省に対し更なる地方交付税措置の増を要求していく。

なお、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の配置についてもご配慮いただくようお願いする。

(4) 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

(関連資料10参照)

児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)について、覚えやすい番号にすることで、広く一般に周知し、児童虐待を発見した者、子育てに関し悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、3桁化することとし、開発・広報にかかる経費(6.2億円)を平成26年度補正予算に計上した。

3桁番号の運用開始時期等については、本年2月5日の参議院予算委員会において安倍総理大臣より、「今年の7月には、3桁化の運用を開始させる」、「番号については、覚えやすく、また迷うこと相談していただきたいという思いから、1・8・9(いちはやく)としたい」旨の答弁があったところ。厚生労働省においては、それを踏まえ、実現に向けた取り組みを進めていくとともに新たな3桁番号について、広報による周知を図っていくので、各地方自治体におかれても積極的な広報をお願いする。

また、覚えやすい3桁の番号とし、適切な通告・相談を可能とするという3桁化の趣旨に鑑み、児童相談所全国共通ダイヤルに未加入の自治体(児童相談所)におかれては、加入をお願いする。

3桁化に伴い、児童相談所への相談件数が増加することが考えられることから、児童相談所職員の増員に係る平成27年度の地方交付税措置の要望を行うとともに、平成27年度予算案において、夜間休日の相談体制の充実のための人員体制の強化を盛り込んだところ。

現在、多くの自治体におかれては、様々な工夫により、24時間・365日の相談体制を整えていただいていると承知しているが、その他の自治体におかれても、平成27年7月の3桁番号の運用開始にあたっては、そうした工夫を参考にしながら、夜間・休日の相談体制の充実に努めて頂きたい。なお、夜間・休日の相談体制の事例については、通知等により各自治体宛に周知する予定である。

一例として、夜間・休日に各児童相談所に入る通告・相談の電話について、中央児童相談所等に転送し、一括で受け付けるなどの対応が考えられるが、その際、電話を転送等するための通信設備の改修や転送サー

ビスの利用に係る費用については、平成27年度から児童虐待防止対策支援事業の補助対象とすることとしているので活用されたい。

(5) 要保護児童対策地域協議会について（関連資料11参照）

市町村における児童虐待対応は、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関が情報共有し、適切な連携のもとで支援を行っていくことが重要である。要保護児童対策地域協議会については、現在ほぼすべての市町村で設置(98.9%)されている状況であり、今後はその機能強化が課題である。

子どもを守る地域ネットワーク等調査によれば、要保護児童対策地域協議会の調整機関の担当職員は、平成25年4月1日時点で全国8,233名（対前年比+2,156名）の配置であった。そのうち、児童福祉司、保健師、保育士等の一定の専門資格を有する者は4,677名（56.8%）（対前年比+1,217名）で、一定の専門資格を有する者を配置している市町村の割合は74.1%（対前年比+4.9%）となっている。要保護児童対策地域協議会の調整機関においては、徐々に職員体制の充実が図られているが、引き続き、業務量に見合った人員配置や職員の専門性の向上等について、都道府県からの働きかけや支援をお願いする。

(6) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について （関連資料12参照）

① 副大臣等会議のとりまとめについて

昨年8月に、世耕内閣官房副長官を議長として、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」（以下「副大臣等会議」という。）が設置され、児童虐待防止対策について関係府省庁が連携して対策を強化することなどの「対応方針」が決定された。

また、「居住実態が把握できない児童」についても、政府一体となって全力で把握に努めるという明確な方針の下、地方自治体の御協力をいただきながら取組を進め、11月に調査結果を公表するとともに、市町村間で情報を共有し、所在を把握する新たな取組についてとりまとめたところである。

さらに同年12月には、副大臣等会議において、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、下記の5項目を中心に、関係省庁で連携して速やかな実施に向けて取り組むべき対応策についてとりまとめた。

ア 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- イ 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携について
- ウ 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- エ 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- オ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

② 5項目ごとの具体的な対策について

- ア 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
 - ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進
 - ◇ 子育て世代包括支援センターの本格的展開と併せ、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、親の負担を軽減
 - ◇ 医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知
 - ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進 等
- イ 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
 - ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備）
 - ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成
 - ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設 等
- ウ 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
 - ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成
 - ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機

関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化

- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進等

エ 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化
- ◇ 児童相談所が、より困難なケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進 等

オ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使しできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成 等

③ 今後の対応について

厚生労働省としては、副大臣等会議のとりまとめを踏まえ、現在、遅滞なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールや見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルの作成等、その実施に向け準備を進めているところであり、今後、必要な実態調査や先進的取組等の好事例の収集等も行う予定であるので、その際は、御協力いただきたい。

また、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に設置された「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」では、副大臣等会議での「対応方針」を踏まえ、上記の5項目を中心に議論をしてきたが、今後はこれまでの議論に加え、自立に向けた支援のあり方について、初期対応における一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で議論するほか、特定妊婦に関する情報の行政への提供の努力義務化や

臨検・捜索手続きの簡素化などについて議論していくこととしている。

なお、本年3月2日には、第6回同委員会が開催され、自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等や社会的養護の現状について議論がなされた。

(7) 居住実態が把握できない児童に対する今後の対応について

(関連資料13参照)

① 平成26年度における居住実態が把握できない児童への対応

厚生労働省では、居住実態が把握できない児童への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要があるとして、昨年5月1日時点で当該市町村に住民票があるが、居住実態が把握できない児童の所在の把握及び安全の確認に関する市町村の取組状況等について、関係省庁の協力を得ながら調査を実施した。

また、11月の副大臣等会議において、調査結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策についての申し合わせがなされた。

居住実態が把握できない児童への対応については、同一市町村内の関係部署間での情報共有を徹底していくことに加え、住民票はないが当地で生活している市町村（居所市町村）において、保健・福祉サービスを利用するなど契機として、児童の所在を把握した場合は、住民基本台帳部門等を通じて、住民票を残したまま移動した市町村（住所地市町村）へ情報共有を行う新たな取組を推進していくことが重要である。

② 平成27年度における居住実態が把握できない児童への対応（調査の実施について）

居住実態が把握できない児童については、平成27年度以降も調査を実施し、その実態とともに自治体の取組状況を把握することとしている。

地方自治体におかれては、調査への御協力をお願いするとともに、引き続き、各取組を着実に実施し、居住実態が把握できない児童の所在把握及び安全確認に努めるようお願いする。（調査は4月を目処に実施予定）

(8) 児童虐待防止対策の推進について（関連資料14参照）

従来から、児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援、保護者支援の観点から種々の取組を展開してきたところであるが、前述の副大臣等会議のとりまとめを踏まえ、特に児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、下記の事項について、平成27年度予算案に計上しているところであり、これら事業について積極的に取り組まれない。

① 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する妊娠・出産包括支援事業の展開【母子保健医療対策等総合支援事業】
- 子育て家庭の身近な場所で、相談に応じ、情報提供や助言等を行うことにより、子育て家庭の個別ニーズを把握し、適切に教育、保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援と、さらに関係機関との連絡調整、協働の体制づくり等を実施する利用者支援事業を推進【地域子ども・子育て支援事業（内閣府所管）】
- ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業などの子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会としての乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業等によって把握した養育支援が特に必要な家庭に対して継続した支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図るとともに、児童虐待の予防等に資する養育支援訪問事業の着実な実施【地域子ども・子育て支援事業（内閣府所管）】
- 医療機関から行政に対する特定妊婦の情報提供が個人情報保護法等に抵触しないことと併せて、妊娠期からの切れ目ない支援の実施においては、産科医療機関と行政との情報共有が不可欠であることを踏まえ、これまで以上にその円滑な取組が推進されるよう周知

② 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

- ・ 要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊婦に関してセキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するための要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業を創設【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
- ・ 児童相談所または市町村が、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認の体制強化を図るための安全確認等対応職員の配置の推進（民間団体への委託による実施も可能）【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関が行う支援機関の選定や利用者支援事業等との役割分担に係る調整を行うための機能を強化することにより、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制を整備（専門性のある非常勤職員を配置）【子どもを守る地域ネットワーク事業（地域子ども・子育て支援事業）（内閣府所管）】
- ・ 要支援事例について、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業の積極的な活用を促進【利用者支援事業】【母子保健医療対策等総合支援事業】

④ 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

- ・ 児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が児童相談所に適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化（1・8・9「いちはやく」（案））
- ・ 児童相談所の休日夜間対応の体制強化を図る（基準額の増額夜間2→4名分、休日1→2名分程度）【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
- ・ 予防や軽度な支援を実施するため、見守りや相談、助言等により対応が可能な事例については、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を積極的に活用するとともに、利用者支援事業のケース会議等によりフォローする。【地域子ども・子育て支援事業（内閣府所管）】

⑤ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施等

- ・ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察へ同行等の援助要請を実施することとなるが、これらの円滑な実施のため、合同研修の実施など平素からの連携及び相互理解を図るための取組や警察官OB等の非常勤職員採用、個別事案における相互の積極的な情報交換の実施等、児童相談所と警察との連携強化を推進【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
- ・ 一時保護所における学習指導協力員の配置増（1→3名）を図ることによる一時保護所の体制強化【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(9) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

○ 児童虐待防止推進月間・フォーラムの開催

厚生労働省では、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止の広報啓発資料として、ポスター、リーフレット及び児童相談所全国共通ダイヤル紹介のしおりを作成し、配布を行ったところである。

これらの啓発媒体は、厚生労働省ホームページでダウンロード可能であり、各地方公共団体で作成する啓発物等に引き続きご活用いただきたい。

なお、厚生労働省が毎年11月に開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」について、今回は本年11月8日（日）に神奈川県横浜市において、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市との共催により、開催する予定である。内容の詳細については共催自治体と検討中であり、決まり次第、連絡させていただく。

4. 子育て支援員について（関連資料15・16参照）

本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行により小規模保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター事業等を充実することとしているほか、社会的養護についてもより家庭的な環境で育てることができるよう施設の小規模化等一層の推進を図ることとしており、地域の実情やニーズに応じて、これらの子育て支援分野の事業に従事する人材の確保が必要となる。

これらの事業等には、保育士資格等を有していない者も従事できるものもあることから、これらの担い手として、自らの子育て経験や職業に基づく多様な経験を有し、子育て支援の仕事に関心を持つ方々を主な対象にした「子育て支援員」研修を創設し、一定の研修を修了した方を「子育て支援員」として認定して、子育て支援分野の各事業等で活躍できるようにした。

厚生労働省では、昨年、有識者や自治体の職員の方々を構成員とした検討会を立ち上げ、研修カリキュラム等の検討を行った。「子育て支援員」研修は、

- ・各事業等に共通して必要となる研修科目をまとめた「基本研修」
- ・各事業の特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」

により構成している。

充実した研修内容にすることによって、質の確保を図るとともに、従来各々の事業で個別に実施していた研修を一つにまとめ、全国で通用する仕組みとすることで、幅広く人材の確保を図ることを目指している。

今般、研修開催等に係る費用について、国庫補助制度を創設したので、各自治体の積極的な実施をお願いします。特に都道府県においては、子ども・子育て支援法に基づく基本方針で、人材の確保及び養成については、都道府県が中心的な役割を担うこととしていることなどに鑑み、本研修事業の積極的な開催及び実施に当たっての管内の市町村の調整等を併せてお願いします。

小規模保育等については、研修の修了が事業の従事要件となっていることから、研修の実施について留意いただきたい。ただし、既に従事している者については引き続き従事することを可能とするとともに、平成27年度以降新たに従事する者についても、円滑に事業に従事できるように配慮する。

また、自治体が直営又は委託して研修を実施するほか、研修実施事業者の指定制も導入し、広く研修の機会の確保を図ることとした。

なお、各自治体における当面の実施状況等を把握したいため、後日アンケート実施したいと考えているので御協力いただきたい。

5. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進について（関連資料17参照）

従来安心こども基金等を活用し、保育士等の資質向上等に関する研修事業を実施してきたところであるが、今般子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、現任の職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材を確保することとしている。従来より個別に実施していた研修事業や新制度下で新設される事業に対応した研修事業について、統合補助金として一つにまとめ、地域の実情に応じて実施しやすい仕組みを創設する。また、新制度の円滑な実施のために従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施する。追って事前協議等を実施するので予めご承知置き願いたい。

6. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成26年度補正予算において8.8億円

(児童養護施設等の耐震化等整備分)、平成27年度予算案において56.6億円(児童養護施設等の耐震化等整備分を含む。)を計上したところである。(関連資料18参照)

平成27年度予算案においては、児童養護施設の小規模化、地域分散化等の整備について引き続き推進を図るとともに、今後想定される大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の耐震化整備の推進を図っていただきたい。

平成26年度まで安心こども基金により支援していた「子育て支援のための拠点施設整備」については、平成27年度予算案より、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることとしている。なお、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、引き続き、安心こども基金の対象としているところである。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の成立により、平成27年4月より、指定都市においても婦人相談所を設置することが可能となるため、婦人相談所一時保護施設の設置主体に指定都市を加えることとしている。

協議等については、今後、速やかにお知らせする予定である。

② 保育所等の施設整備について

平成27年度予算案における「待機児童解消加速化プラン」の推進に係る保育所等の施設整備に係る経費については、安心こども基金への積み増しは行わず、新たに創設される保育所等整備交付金により、交付することとしている。

また、平成26年度補正予算において、平成27年度における1万人分の保育拡大量を前倒しして、整備の推進を図っているところ。

なお、保育所緊急整備事業や認定こども園整備事業(幼稚園型)等の保育の受け皿を確保するための事業については、安心こども基金の残額を活用する形で、平成27年度末まで実施期限を延長することとしている。

③ 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成27年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.7%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いする。

（注）補助単価の改定を行う施設整備事業

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・保育所等整備交付金
- ・安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・子ども・子育て支援整備交付金（旧放課後児童クラブ整備費）

（※内閣府に計上）

④ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業の平成27年度予算案における改正内容について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、平成27年度予算案において、以下の改正を行うこととしているので、関係施設等への周知をお願いする。

- ・ 貸付金利について、償還期間10年超30年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利を設定することとする。
- ・ NPO等民間が実施する放課後児童クラブの整備について、貸付けの相手方にNPO法人等を追加し、全法人を融資の対象とする。
- ・ 小規模保育事業に係る貸付けの相手方について、融資審査が厳格になされることを前提に、国等からの補助を受けずに整備する施設に対しても融資可能とし、全法人を融資の対象とする。
- ・ 保育関連施設の融資（東日本大震災に係る被災地復興のための優遇措置等を含む）の対象施設に、幼保連携型認定こども園を追加し、「待機児童解消加速化プラン」の進捗状況や、認定こども園法の見直し条項の検討状況に応じて融資制度を見直すことを前提に、貸付けの相手方に「学校法人」を追加することとする。
- ・ 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象施設に、小規模保育事業及び放課後児童健全育成事業を追加する。
- ・ 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。
- ・ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。また、融資先を国等からの補助を受けて整備を行う施設に限定しないこととする。

- ・ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置について適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。
- ・ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。

⑤ 児童福祉施設等の耐震化対策等の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

さらに、平成25年に同法が一部改正され、社会福祉施設については、階数2以上かつ5000㎡以上（保育所は階数2以上かつ1500㎡以上）の耐震不明建築物（注）に対する耐震診断の実施及び結果の報告（平成27年末まで）が義務化されるとともに、耐震診断が義務化された建築物については、国土交通省が所管する耐震診断費用等に対する助成制度の拡充がなされたところである。

（注）原則として、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物（同年6月1日以降に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）

昨年、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）が決定され、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが明記されたところであり、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、国としても耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を速やかに実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いする。

社会福祉施設等の耐震化状況について、平成26年12月に公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査」によると、平成25年10月時点の社会福祉施設等全体の耐震化率（全国）は86.3%となっており、児童福祉施設等の耐震化率（全国）は80.7%と下回っている。（**関連資料19参照**）

各都道府県市においては、この調査結果を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いします。

耐震化の推進については、既に「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）において通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局とも連携の上、引き続き耐震化の一層の推進をお願いします。

また、耐震診断費用については国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施。民間事業者等が実施する場合は、国1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3。）が活用できるため、事業者等にも周知いただくとともに、耐震化整備等については次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の積極的な活用を図っていただきたい。

また、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備や自力避難が困難な者が入所する施設等のスプリンクラーの設置についても併せて推進していただくようお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構における耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資（入所施設）については、平成27年度においても引き続き実施される予定である。

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80%→（耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率待遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率△0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会・援護局が所管する「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」については、平成26年度末をもって終了することとされているところ。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成27年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について速やかな対応をお願いする。

⑥ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を发出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

⑦ 木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「木のぬくもりを保育所に」（保育所木材利用状況調査研究事業報告書（平成11年3月）：全国社会福祉協議会）及び「木のぬくもりを保育所に（大型遊具編）」（保育所木材大型遊具等利用状況調査研究事業報告書（平成15年3月）：全国社会福祉協議会）が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いします。

⑧ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いします。

⑨ PFI手法を活用した施設整備の推進について

平成26年6月に民間資金等活用事業推進会議において、平成25年6月に決定された「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標を前倒して政府一体となって取り組むこととされたところ。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いします。

（参考）内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

（２）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益

性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いします。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理(リスクマネジメント)の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いします。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いします。

② 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いします。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」(平成18年8月3日雇児総発第0803002号)
- ・「地域における児童の安全確保について」(平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について(依頼)」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号)

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。また、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いする。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③ 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

児童福祉施設等は乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成26年12月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日雇児総発1215第1号、社援基発1215第3号、障企発1215第1号、老総発1215第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
 など

また児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

⑤ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成24年3月改正）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いする。

社会的養護関係の施設については、3年に1回以上の受審と結果の公表が義務づけられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

（3）児童福祉施設等の防災対策について

① 児童福祉施設等の防災対策への取組

児童福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内児童福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消化対策

- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導された。

《参考》

- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号）

② 児童福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

昨年、8月に広島で発生した土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、児童福祉施設等も被害を受けたところである。こうしたことから、平成26年11月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととなったところである。

児童福祉施設等の土砂災害対策の推進については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化

し、土砂災害のおそれがある地域に立地する児童福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における児童福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の検討を促すなど、適切な対応をお願いする。

《参考》

- ・「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日社援総発0727第1号・国河砂第57号）
- ・「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612010号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

③ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

④ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行しているものと推測されるところ。このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発の危険が生じる恐れがあるところ。

については、当該児童福祉施設等に係る建築設備のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただく

よう、本年2月に事務連絡（「児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について」）を発出したところであるので、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、民間施設がガス管を交換する場合には、経済産業省所管の補助事業（ガス導管劣化検査等支援事業）の対象となるため、活用いただきたい。

⑤ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので、ご了知願いたい。

⑥ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いする。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」において、依然として、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等

に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いします。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いします。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については保育所等整備交付金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いします。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成27年度も引き続き実施することとしており、その活用についても併せて周知をお願いします。

7. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いする。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いする。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いする。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いする。

なお、各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくこととしているところであり、当該監査報告書等の提出については、今後とも御協力をお願いする。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いする。

特に平成25年度決算検査報告で会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定の際、扶養義務者の所得税額等の調査確認が十分でなく、徴収金の額が誤っていたこと等が指摘されており、適正な事務が確保されるよう税務関係機関等との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な

把握に関する指導をお願いします。

- ・ 保育所運営費の民間施設給与等改善費の適用の誤り等、各種加算の適用にあたっては、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いします。

なお、平成27年度以降、保育所運営費は、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、施設型給付費に移行することとなるが、引き続き適正な執行事務が図られるよう指導をお願いします。

8. 被災した子どもへの支援について（関連資料20参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、平成25年度に復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」での議論を踏まえ、被災した子どもへの支援を総合的に実施するため、平成26年度に「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設したところである。

復興のステージが進展する中、平成27年度予算案においては、被災自治体のニーズに応じたより柔軟で効果的な支援が可能となるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化し、復興庁を所管とする「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設することとしている。

本交付金において、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」については、社会・援護局や文部科学省で所管していた「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」と共に、1つの事業計画の下で一体的な支援を行うこととしている。

本交付金に係る事業計画は内閣総理大臣に提出することとなっており、内閣総理大臣により提出のあった事業計画に基づく配分計画が作成され、各自治体に交付可能額が通知されることとなる。また、当該配分計画に基づき、内閣総理大臣より交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算が移し替えられ、交付担当省より交付が行われることとなるため、交付申請については内閣総理大臣を経由して厚生労働大臣に行っていただくこととなる。

本交付金の交付要綱等については、追ってお示しすることとしている。

平成27年度予算案における被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業についてであるが、「子ども健やか訪問事業」については、長期の避難生活から自宅等に帰還した後に、既存の事業では十分な支援が見込めない場合でフォローアップが必要な家庭についても、経過的に支援を実施できるよう対象に追加することとしているため、本事業の積極的な推進をお願いする。

なお、「仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業」、「遊具の設置や子育てイベントの開催」、「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」、「児童福祉施設等給食安心対策事業」、「保育料等減免事業」については、平成26年度と内容の変更はないところであり、引き続き、各事業の推進をお願いする。

本年1月に開催された「第5回被災者支援（健康・生活支援）タスクフォース」において、避難生活の長期化等の課題に対応する「総合施策」が策定されたところである。「総合施策」において、被災地における子どもの心のケアや遊び場の確保等に対する総合的な支援の推進が必要とされているところであり、引き続き、被災地の状況やニーズ等を踏まえ、各事業の一層の推進をお願いする。

「子ども健やか訪問事業」、「仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」については、事業の実施主体である被災県等から避難者のいる県や市町村、民間団体等への委託も可能としているところなので、積極的な事業実施をお願いする。

さらに、「子ども健やか訪問事業」や「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」の実施に係る人材の確保や活用については、子どものケア等について一定の知見や活動実績を有している福祉・保健関係の職能団体等へ依頼を行うなど、地域の状況に応じた必要な連携を図っていただくようお願いする。

「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」においては、市町村のみではなく、県等も実施主体として事業が実施できる仕組みとしているところである。このため、例えば、市町村で体制の問題や人材不足等の理由により事業実施が困難な場合には、県等において当該市町村の地域を含めた広域的な事業実施を図るなど、地方公共団体間においても、支援のニーズや支援が必要な地域等について情報共有や事業実施に係る連携・調整に努めていただき、必要とされる支援の実施に関して、地域的な差異が生じることのないようお願いする。

[関連資料：総務課・虐待防止対策室]

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額 8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金庫負担割合 2分の1に3兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・ 「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」と
 - ・ 「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね 1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金庫負担割合 2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）

3兆円

○ 社会保障の充実

- ・ 子ども・子育て支援の充実
- ・ 医療・介護の充実
- ・ 年金制度の改善

1.35兆円

○ 消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35兆円

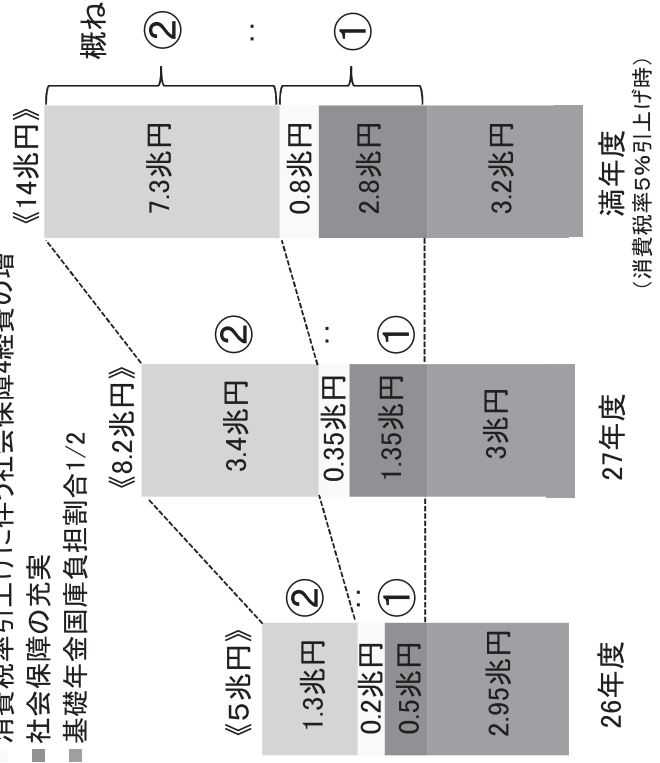
○ 後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金庫負担割合1/2



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月から特には特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成27年度 予算案 (注1)		平成26年度 予算額	
		国分	地方分	国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,649	2,195	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	62	6	56	64
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	301	602	544
医療・介護の充実	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	241	483	—
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	1,051	520	531	—
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充	236	118	118	43
	被用者保険の拠出金に対する支援 高額療養費制度の見直し	612	612	0	612
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,864	832	1,032	—
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	109	0	109	—
年金	遺族基礎年金の対象拡大	248	31	217	42
	合計	221	110	110	—
合計		2,048	1,154	894	298
合計		20	0	20	10
合計		13,620	6,833	6,786	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」「(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行予定) 所要額(公費) 4,844億円

- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育・地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費) ☆
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) ☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業 ☆ ・ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 等

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

< 量的拡充 >

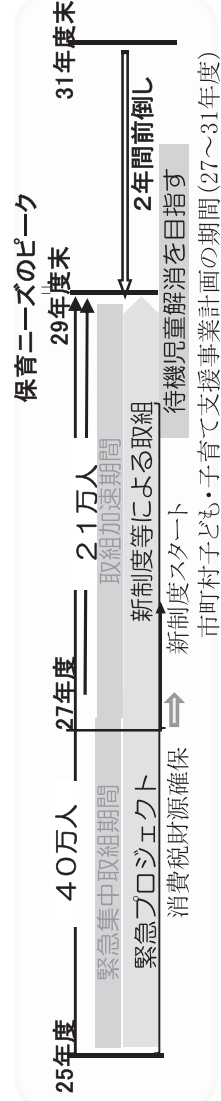
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育・地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

< 質の改善 >

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育・地域の子ども・子育て支援の実現を図る。(詳細次頁)

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(約20万人分の受け皿を確保する予定)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。(平成27年度では、約8万人分(※)の受け皿を確保する予定)



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。

※確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒しして整備を行う。(26年度補正予算)

II. 社会的養護の充実 所要額(公費) 283億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の改善を図る。(詳細次頁)
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目(案)

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施。

	量的拡充	質の改善
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) ○社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の改善 合計 5,127億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

安心こども基金における事業の平成27年度予算案の取扱いについて

〈待機児童解消加速化プランの推進〉

・安心こども基金により支援してきた「待機児童解消加速化プラン」関係経費について、平成27年度予算案では基金への積み増しは行わないものの、国からの補助・交付金として「保育所等整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金」を創設。
 ・これらの補助・交付金等により、これまで実施してきた「待機児童解消加速化プラン」に掲げる支援策について、引き続き財政支援を継続していくため、積極的に活用の上、待機児童解消に向けた取組を一層加速させていただきたい。

【26年度予算】

安心こども基金（子育て支援対策臨時特例交付金） 1,301億円

- ・保育所緊急整備事業
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・保育士・保育所支援センター
- ・保育士資格取得支援事業
- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・職員用宿舍借上げ支援
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・認可化移行整備費支援
- ・家庭的保育改修等事業
- ・民有地マッチング事業
- ・広域的保育所利用事業
- ・認可化移行総合支援事業（移転費・調査費等）

【27年度予算案】

新 保育所等整備交付金

554億円

- 【法律補助】（児童福祉法第56条の4の3）
 - ・保育所緊急整備事業（認可保育所、幼保連携型）
- 【予算補助】
 - ・認定こども園整備事業（幼稚園型）

新 保育対策総合支援事業費補助金

285億円

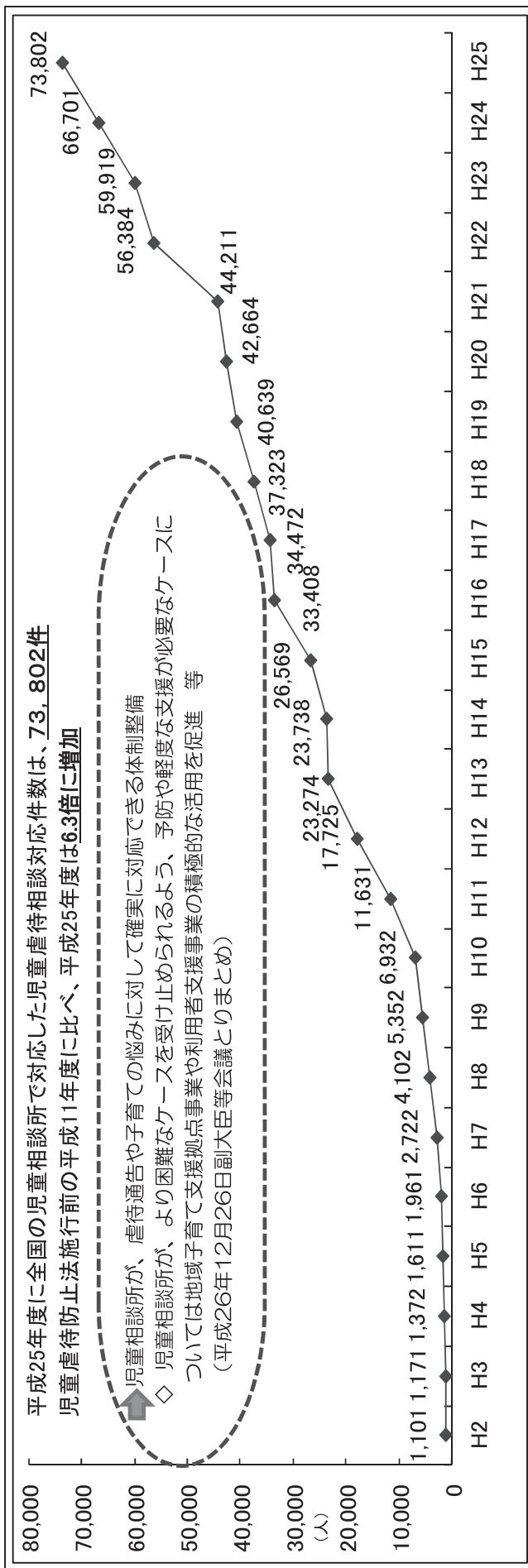
- 〈保育士確保対策〉
 - ・保育士・保育所支援センター（一部新規）
 - ・各種資格取得支援事業
 - ・職員用宿舍借上げ支援
 - ・保育士試験追加実施支援（新規）
 - ・保育士試験による資格取得支援事業（新規）
 - ・保育士養成施設に対する就職促進支援（新規）
 - 〈小規模保育等改修事業〉
 - ・賃貸物件による保育所改修等支援事業
 - ・小規模保育改修等支援事業
 - ・幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
 - ・認可化移行改修等支援事業
 - ・家庭的保育改修等支援事業
 - 〈その他の事業〉
 - ・民有地マッチング事業
 - ・認可化移行移転費等支援★
 - ・保育環境改善事業☆
 - ・家庭支援推進保育事業◎ 対策事業☆
 - ・広域的保育所利用事業
 - ・認可化移行調査費等支援★
 - ・認可外保育施設の衛生安全
- ★保育緊急確保事業よりの移替
 ☆児童育成事業よりの移替
 ◎母子家庭等対策総合支援事業よりの移替

※ 安心こども基金については、平成27年度未まで残額を活用して、「保育所緊急整備事業」や「認定こども園整備事業（幼稚園型）」等の事業を実施することができる。

※ 平成26年度まで安心こども基金の事業として実施してきた「子育て支援のための拠点施設の整備」、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」については、平成27年度予算案から「次世代育成支援対策施設整備交付金」(56.6億円の内数)、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」(47.3億円の内数)の対象に追加

児童虐待の現状等について

児童相談所における児童虐待の相談対応件数



※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

1. 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

平成25年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、福祉事務所、学校等からが多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
平成23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
平成24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
平成25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)

※ 平成25年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が4,835件である。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

2. 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

平成25年度は、心理的虐待が38.4%で最も多く、次いで身体的虐待が32.9%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)

3. 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

平成25年度は、小学生が35.3%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.7%、0歳から3歳未満が18.9%である。なお、小学校入学前の子ども全体の割合は、42.5%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)

4. 主たる虐待者の推移(児童相談所)

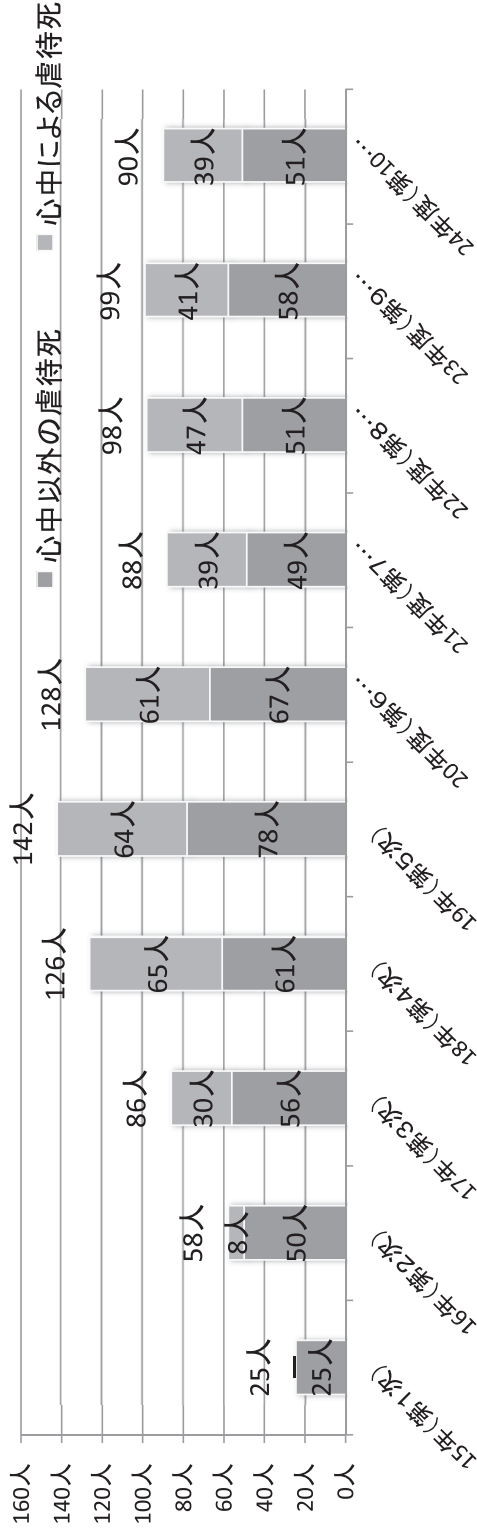
平成25年度は、実母が54.3%と最も多く、次いで実父が31.9%となっている。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)

児童虐待による死亡事例等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

1. 児童虐待による死亡事例における児童数の推移



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

2. 第1次から第10次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

<特徴>

- 心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%、中でも0日児の割合は17.2%。さらに、3歳児以下の割合は75.3%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.7%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%である。(※第2次報告から第10次報告までの集計)

↑ 妊娠期からの切れ目ない支援

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用の促進 等(平成26年12月26日副大臣等会議とりまとめ)

児童相談所及び児童福祉司について

1. 児童相談所数及び児童福祉司数等

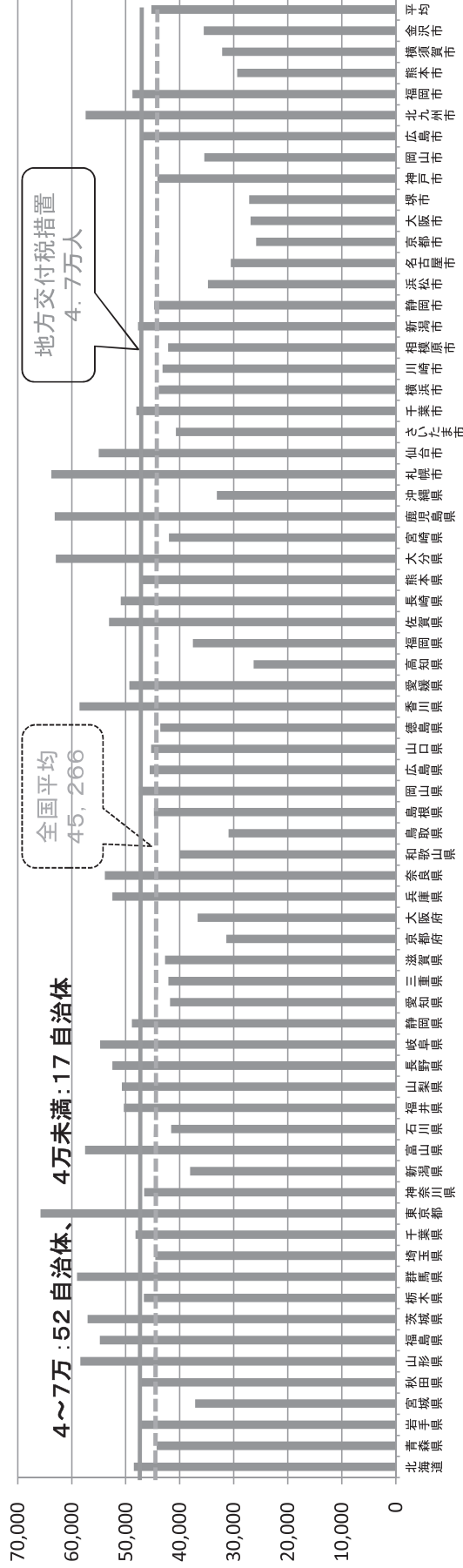
	平成11年度	平成26年度
児童相談所設置自治体	59自治体	→ 69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	→ 207か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	→ 2,829人 (約2.3倍)

2. 地方交付税算定における人口170万人あたりの児童相談所職員数

	平成11年度	平成26年度
児童福祉司	16名	→ 36名 (約2.3倍)
職員総数	40名	→ 58名 (約1.5倍)

3. 平成26年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(4~7万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)



平成26年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口4.7万人に1人※)を下回っているところも見受けられることから、地方自治体においては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。 ※地方交付税算定 人口170万人あたり、児童福祉司36名から算出

児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

共通ダイヤルについて

- 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだときなどに、躊躇せずに児童相談所に通告・相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」(0570-064-000)を平成21年10月1日より運用している。
 - 今般、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、迅速かつ適切に通告・相談ができるよう、平成26年度補正予算において必要となる開発費等を計上。
 - 現在、多くの自治体において、様々な工夫により、24時間・365日の相談体制を整えていただいていると承知しているが、その他の自治体におかれども、平成27年7月の3桁番号の運用開始にあたっては、そうした工夫※を参考にしながら、夜間・休日の相談体制の充実に努めて頂きたい。
- ※夜間・休日の相談体制の事例については、通知等により各自治体宛に周知予定。

【児童虐待防止対策支援事業(平成27年度予算案)】

- ・児童相談所体制整備事業の拡充
児童相談所の夜間・休日における相談体制を充実させるため、相談対応協力員の配置を拡充(基準額について、増額(24時間体制対応協力員を2名から4名分、365日体制対応協力員を1名から2名分程度)する等、効率的な執行を図る。)
- ・夜間・休日に各児童相談所に入る通告・相談の電話を中央児童相談所等に転送するための通信設備改修や転送サービスの利用に係る費用について補助対象とする。

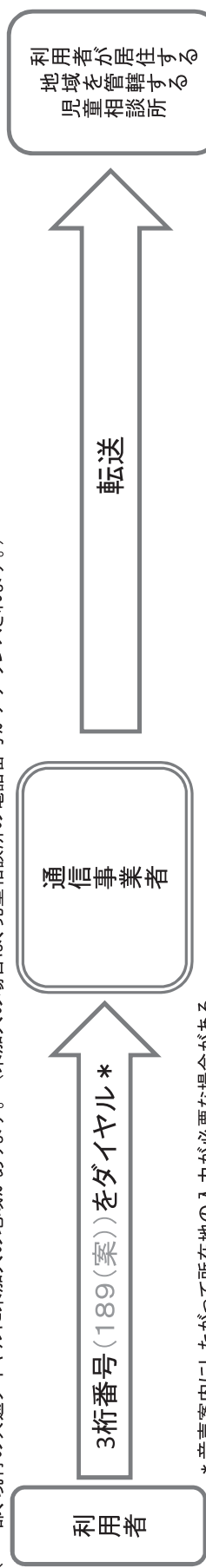
3桁化後のイメージ

- 3桁化後の仕組み
3桁番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

※ 一部のIP電話からはつながりません。また、プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。
※ 一部、現行の共通ダイヤルに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)

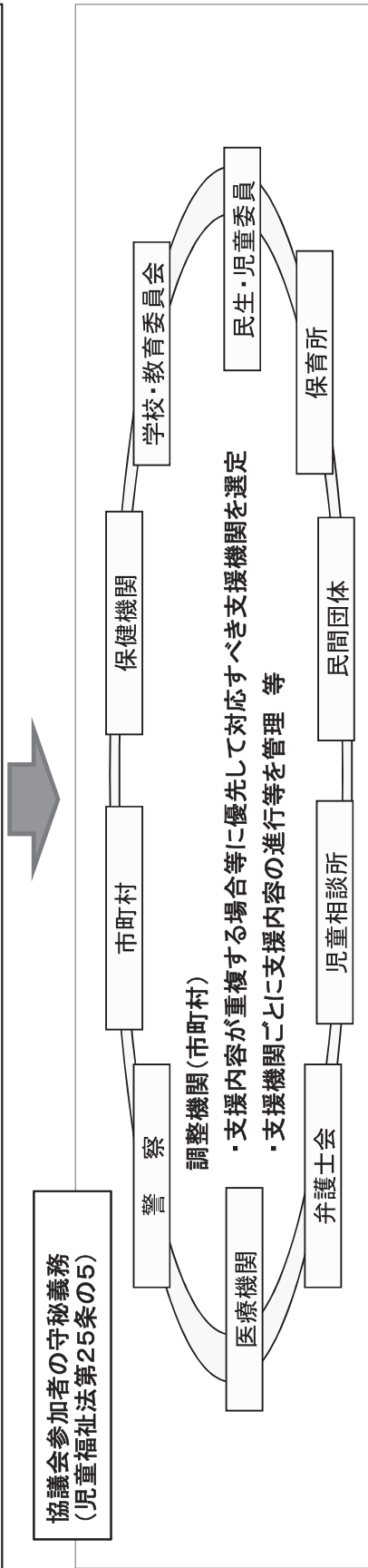


* 音声案内にしたがって所在地の入力が必要な場合がある。

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
 - ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
 - ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化した上で対応



	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置している市町村数	1,587(98.0%)	1,714(98.4%)	1,722(98.9%)
登録ケース数(うち児童虐待)	121,530(62,954)	141,058(74,657)	178,610(84,917)
① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,030	1,156	1,586
② その他専門資格を有する職員	1,805	2,304	3,091
③ ①②以外の職員(事務職等)	2,240	2,617	3,556
④ 合計	5,075	6,077	8,233

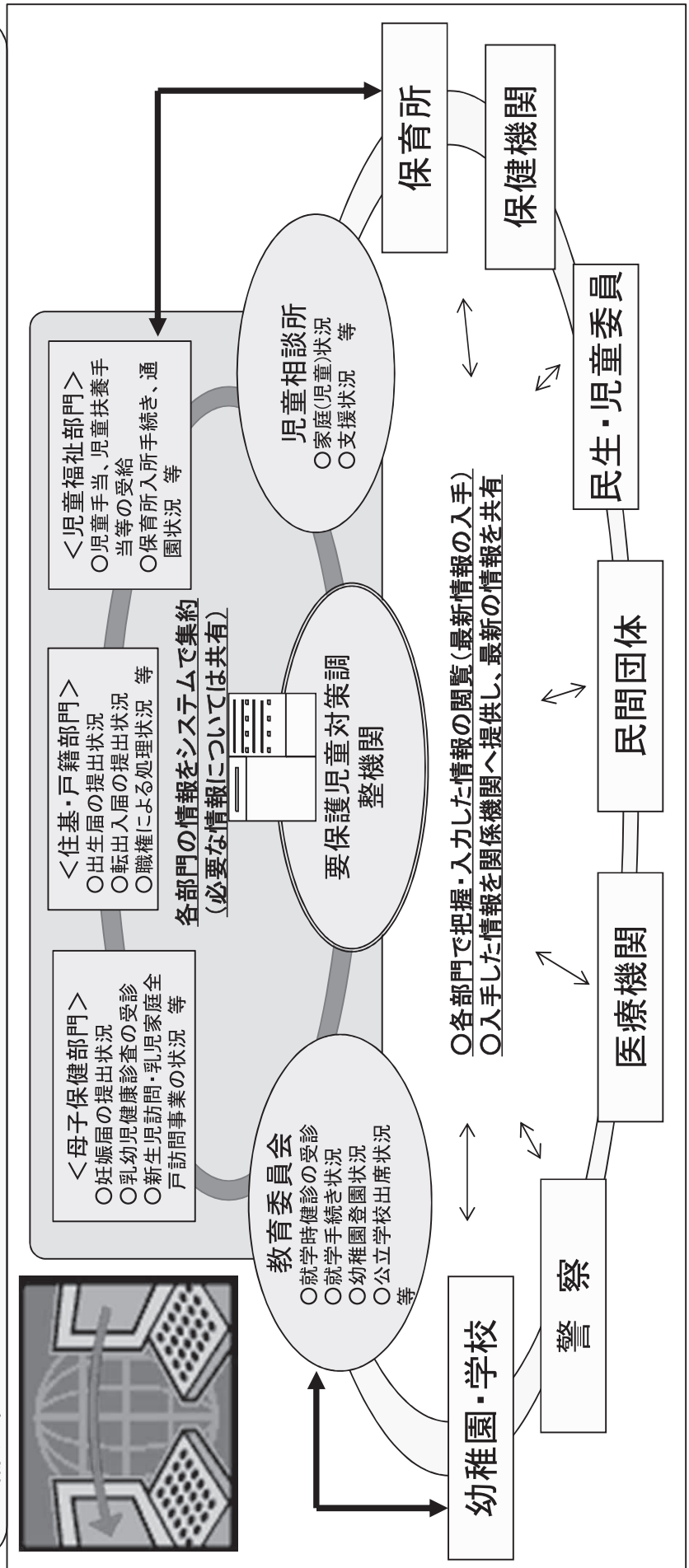
【出典】平成23,24年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度:子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

要保護児童対策地域協議会の機能強化
 ◇ 支援内容が重複する場合には要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化 等 (平成26年12月26日副大臣等会議とりまとめ)

要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)への迅速かつ適切な支援・保護のためには、要保護児童対策地域協議会のもとで、関係機関が当該児童等に関する最新の情報を共有しうるシステムを持ち、適切な連携の下で対応していくことが不可欠。
- 要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての要保護児童等やその家族に関する情報について、セキュリティに配慮(例えば、情報の提供はすべての部門から行うが、情報を閲覧できるのは要保護児童対策地域協議会調整機関のみとする等の工夫)しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施。
- 実施主体： 指定都市、児童相談所設置市、市
- 補助基準額： 40,000,000円
- 補助率： 1/2

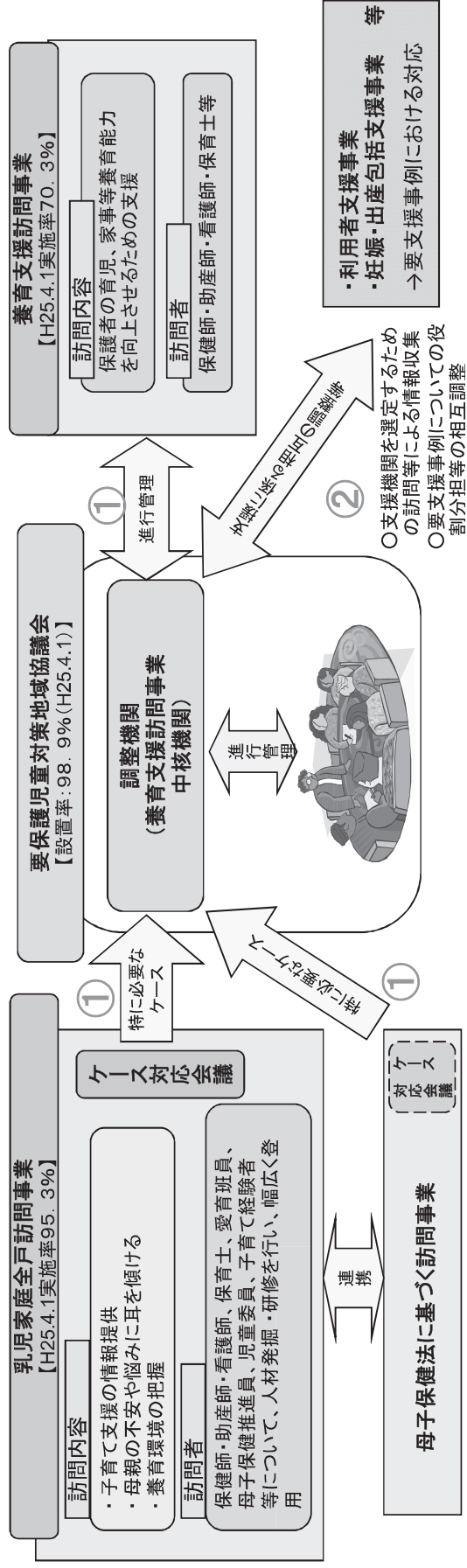


「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の見直しについて

- 関係府省庁(※)による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議において、児童虐待を未然に防ぐとともに、重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するために取り組むべき対応策についてとりまとめが行われた。 ※内閣府、総務省、法務省、文科省、厚労省、警察庁
- このとりまとめを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の調整機関が行う支援事業等の役割分担に係る調整を行うための機能を強化することにより、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制を整備するため、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(地域子ども・子育て支援事業(内閣府所管))について、取組内容及び実施に係る補助基準額の見直しを行うこととする。

【業務内容等】

- (1) 調整機関職員の専門性強化
 - (2) 地域ネットワーク構成員の連携強化
 - (3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
 - (4) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組
 現行の取組(①)に加え②の取組を追加
 - ① 調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業等と協力して支援を行う取組
 - ② 調整機関として子どもや家庭の状況を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、相互の役割分担等に係る調整を図る取組
- ＜補助基準額＞ ①のみ 720,000円 ①及び② 2,520,000円
 ＜補助率＞ 1/3
- (5) 地域住民への周知を図る取組



児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について

- 依然として深刻な児童虐待の状況を踏まえ、昨年8月29日、関係府省庁(内閣府、関係府省庁(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁)による第1回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催。
- 居住実態が把握できない児童の所在把握と、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、関係省庁で連携して取り組むべき具体的な対応策を以下のとおりとりまとめた。

1. 児童虐待防止対策について

I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について【母子保健医療対策等総合支援事業】【利用者支援事業】

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進。
- ◇ 子育て世代包括支援センターの本格的展開と併せ、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、親の負担を軽減する。
- ◇ 医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条(秘密漏示)や個人情報保護法第23条(第三者提供の制限)等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知。
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進。

II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備。(児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備)
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、見相・市町村・警察の連携、協働体制の要点等を整理したマニュアルを作成。

現在、厚生労働省として外部有識者による検討会を設置し、初期対応の迅速化や関係機関間における見落とし防止の観点から、各職種別、介入時点別のマニュアル作成のための検討を行っているところ。

- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設。

等

Ⅲ. 要保護児童対策地域協議会の機能強化について 【地域子ども・子育て支援事業(内閣府所管)】【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成。
- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化。
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進。

Ⅳ. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化。
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化。
- ◇ 児童相談所が、より困難なケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進。

Ⅴ. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使しできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底。
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成。

2. 居住実態が把握できない児童への対応

居住実態が把握できない児童について、市町村間で情報を共有し把握する仕組みを新たに整理した。

※ 下記の事項については、被虐待児の自立支援を中心とした事項と併せて、厚生労働省の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において議論する。(平成27年3月2日 第6回同専門委員会開催)

- ◆ 支援が必要と思われる妊婦情報を関係者が行政に提供することについての努力義務化
- ◆ 児童相談所の調査に対する回答の義務化
- ◆ 臨検・捜索手続きの簡素化 → 緊急時の児童の安全確認、安全確保を迅速化 等

居住実態が把握できない児童への今後の対応について

1. 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果等について

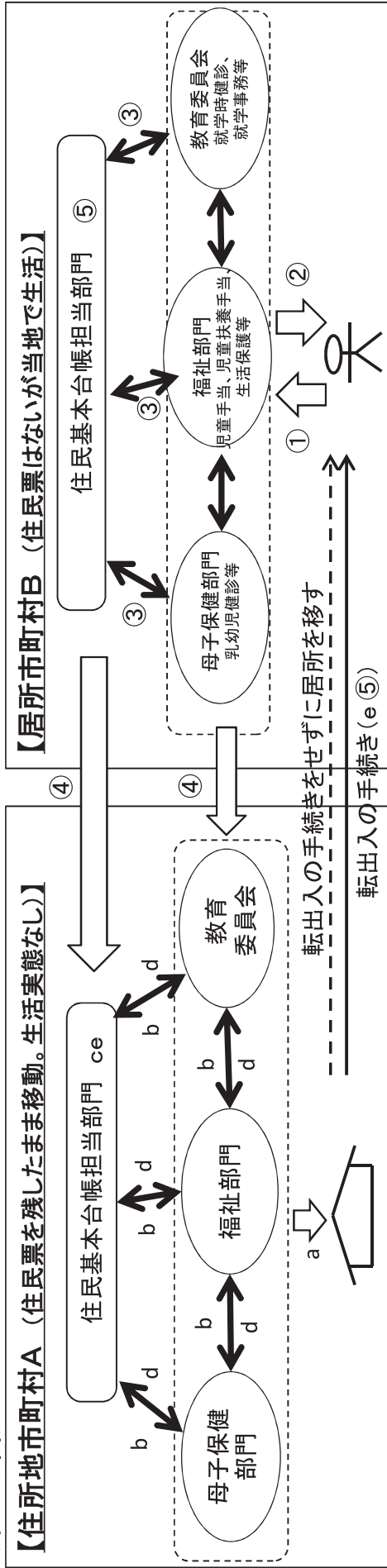
「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況を把握する必要があるとして、厚生労働省では、関係省庁（総務省、法務省、文部科学省、警察庁）の協力のもと、26年5月1日時点の当該市町村について住民票があるが、居住実態が把握できない児童について、所在把握等のための調査を実施。

26年11月の副大臣等会議において、調査結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策と併せ、下記のとおり、市町村間の連携により情報を共有し把握する新たな取組をとりまとめた。

2. 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の取組【総務省・文科省・厚労省】

- ◎ 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにも関わらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- ◎ この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所地市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

＜イメージ図＞



- a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認
- b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施
- c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合
- d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有
- e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除

- ① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等
- ② ①の際に転入手続きについての状況確認及び助言
- ③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVIによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重
- ④ 住所地市町村へ連絡
- ⑤ 本人からの届出等に基づき、住民票を記載

児童虐待防止対策の推進について

1. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- 妊娠・出産包括支援事業及び利用者支援事業の展開【地域子ども・子育て支援事業（内閣府所管）】【母子保健医療対策等総合支援事業】
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施
また、子育て家庭の身近な場所で、相談に応じ、情報提供や助言等を行うことにより、子育て家庭の個別ニーズを把握し、適切に教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施。併せて、関係機関との連絡調整、協働の体制づくり等を推進
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の着実な実施【地域子ども・子育て支援事業（内閣府所管）】
- 医療機関から行政に対する特定妊婦の情報提供が個人情報保護法等に抵触しないことと併せて、妊娠期からの切れ目ない支援の実施においては産科医療機関と行政との情報共有が不可欠であることを踏まえ、その円滑な取組を推進するよう周知

2. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

- 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊婦に関してセキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施
- 児童相談所・市町村の安全確認体制について【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
児童相談所または市町村が、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認の体制強化を図るための安全確認等対応職員の配置の推進（民間団体への委託による実施も可能）【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

3. 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関が行う支援機関の選定や利用者支援事業等との役割分担に係る調整を行うための機能を強化することにより、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制を整備（専門性のある非常勤職員を配置）
【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（地域子ども・子育て支援事業）（内閣府所管）】
- 要支援事例について、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等の積極的な活用を促進【利用者支援事業】【母子保健医療対策等総合支援事業】

4. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

○ 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化

児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が児童相談所に適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化
(1・8・9「いちややく」(案))

○ 児童相談所の体制強化【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所の休日夜間対応の体制強化を図る(基準額の増額 夜間2→4名分、休日1→2名分程度)

○ 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等の積極的な活用【地域子ども・子育て支援事業(内閣府所管)】

予防や軽度な支援を実施するため、見守りや相談、助言等により対応が可能な事例については、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を積極的に活用するとともに、利用者支援事業のケース会議等によりフォローする。

5. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施等

○ 児童相談所と警察との連携強化【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- ・児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察へ同行等の援助要請を実施
- ・合同研修の実施など平素からの連携強化及び相互理解を図るための取組の推進
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業における児童虐待防止対策支援事業を活用した警察官OB等の非常勤職員採用の推進
- ・個別事案における、相互の積極的な情報交換の実施

○ 一時保護所の体制強化【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

一時保護所における学習指導協力員の体制強化(1→3名)を図る

「川崎市における中学1年生殺人事件」に関する文部科学省の取組

(※) 2月20日に事件発生、27日に被疑者3人が逮捕

〈これまでの取組〉

- 川崎市からの状況聴取・川崎市への助言（2月20日～随時）
- 職員を川崎市へ派遣（2月26日）
- タスクフォース設置（2月27日）
- 第1回タスクフォース開催（2月27日） ※警察庁、厚生労働省がメンバー。
- 児童生徒等の安全に関する緊急調査発出（2月27日）
- 第2回タスクフォース開催（3月4日） ※警察庁、厚生労働省がメンバー。
- タスクフォースの拡大強化を決定（3月6日）
※ 新たに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省をメンバー
- 川崎市へ丹羽文部科学副大臣を派遣（3月6日）
- 第3回タスクフォース開催（3月9日）
- 学警連携状況の調査を開始（3月11日頃）

〈今後の対応〉

- 緊急調査結果取りまとめ（3月13日）
- タスクフォースの議論を取りまとめ（3月中）

〔参考〕「川崎市における中学1年生殺人事件に関するタスクフォース」

1. 趣旨

平成27年2月20日に川崎市において発生した中学1年生殺人事件に関連し、当該事件に関する学校、関係教育委員会等の対応について十分な状況の把握を行うとともに、これに基づく検証を行い、全国的な再発防止策を検討する。

2. 検討事項

- (1) 当該事件に関する十分な状況の把握及びこれに基づく課題の検証
- (2) 全国の同様な事案についての点検
- (3) 全国的な再発防止策の検討
- (4) その他当該事件に関連する事項

3. 構成員

主査	丹羽 秀樹	文部科学副大臣
副主査	小松親次郎	文部科学省初等中等教育局長
事務局長	伯井 美徳	文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
	内藤 敏也	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
	谷合 俊一	文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
	大路 正浩	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
	平居 秀一	文部科学省初等中等教育局児童生徒指導室長
	加藤 弘樹	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年企画担当）（※2）
	山岸 一生	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）（※2）
大塚 尚	警察庁生活安全局少年課長（※1）	
大山 邦士	法務省人権擁護局調査救済課長（※2）	
古川 夏樹	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（※1）	

※1…TF①（2/27）及びTF②（3/4）はオブザーバー、TF③（3/9）から構成員

※2…TF③（3/9）から構成員

(参考) 本タスクフォースの当面の取組 (第1回TF配布資料)

1. 川崎市と連携した本事案の検証等
(1) 川崎市に対して以下の事項を要請しつつ、情報を継続的に把握
 - ① 本件に関する状況の正確な把握
 - ② 原因分析及びその後の対策の早急な取りまとめ
 - ③ 生徒に対する十分な心のケアの継続的な実施
 - ④ 学警連携や児童相談所等その他の機関との十分な連携を取ること(2) 状況を踏まえつつ、必要な指導、支援を実施
(必要に応じて、川崎市に再度職員を派遣することも検討)
2. 本件と同様な事案の再発を防ぐための全国的な総点検として、
 - ① 本件と同様な環境で安全が疑われる児童生徒についての調査
 - ② このような子供の安全を守る観点からの関係機関の連携、
特に学警連携がしっかりとできているかについての調査
3. 川崎市における検証の状況を踏まえつつ、今回と類似するような事件を全国的に防ぐための再発防止策をしていく。
4. なお、本事件については、神奈川県警において捜査が進められているところであり、今後、捜査の進展等に応じて取組の必要な見直しを行っていくこととする。

「子育て支援員」について

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

- ・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、一時預かり
 - ・放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援拠点 等
- 事業の従事要件
→ 職員の資質の向上

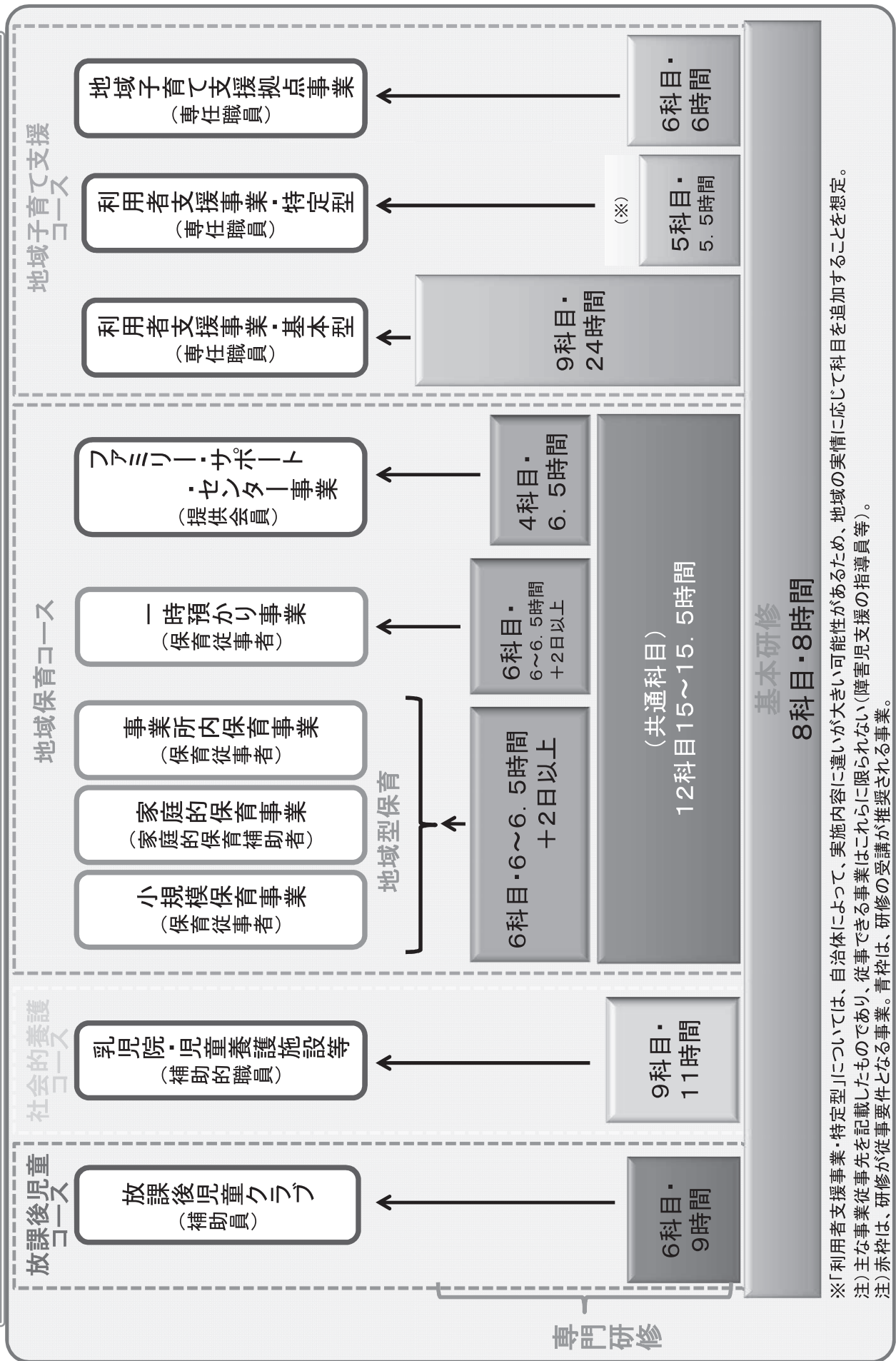


子ども・子育て支援新制度の円滑な施行や地域の子育て支援の充実等のために本研修の実施が重要。
都道府県を中心に、各自治体において、積極的な取組を。

- ◇ 研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、平成27年度以降新たに従事する者についても、円滑に事業に従事できるよう配慮。
- ◇ 研修開催等に係る費用について、国庫補助制度を創設。
- ◇ 自治体が直営又は委託して実施するほか、指定制も導入。

※各自治体における当面の実施状況等を把握するため、後日アンケート実施予定。

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 注) 赤字は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)			
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)			
放課後児童 コース	6科目 9時間	①放課後児童健全 全育成事業の目 的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブ における権利擁護と その機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解 と児童期(6歳~12 歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と 遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面 における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブ に従事する者の仕事 内容と職場倫理 (90分)	
		①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の 尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子ども の理解 (90分)	④家族との連携 (60分)			
社会的養護コース	9科目 11時間	⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子ども の遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)	⑨施設等演習 (120分)		
		①地域資源の理解 (事前学 習) (480分)	②利用者 支援事業 の概要 (60分)	③地域 資源の 概要 I (60分)	④利用者支援 専門員に求め られる基本的 姿勢と倫理 (90分)	⑤記録 の取扱 い (60分)	⑥事例分析 I ~ジェノグラムと エコマップを活用 したアセスメント ~ (90分)	⑦事例分析 II ~社会資源の 活用とコーディ ネーション~ (90分)
基本型	9科目 24 時間	①利用者支援事業の 概要 (60分)	②利用者支援専門員に 求められる基本的姿勢と 倫理 (60分)	③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)	⑤まとめ (60分)	(※)	
特定型	5科目 5.5 時間 (※)	①地域子育て支援拠点を 全体像で捉えるための 科目 (60分)	②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援 拠点の活動 (60分)	④講座の企画 (60分)	⑤事例検討 (60分)	⑥地域資源の連携 づくりと促進 (60分)	
拠点	6科目 6時間							

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

16 科目 / 21 時間		18 科目 / 22 時間 + 2日以上				
地域保育コース						
共通	12科目 15～15.5時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健Ⅱ (60分)
	6科目 6～6.5時間 +2日以上	⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応 (0～2歳児) (90分)
選択	6科目 6～6.5時間 +2日以上	⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
ファミリー・サポート・センター	4科目 6.5時間	①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)	

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について【創設】

《平成27年度予算案 24. 2億円(一般会計)》

「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、現任の職員の資質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保することとしている。従来安心子ども基金等で個別に実施していた研修事業や新制度下で新設される事業に対応した研修事業について、統合補助金として一つにまとめ、地域の実情に応じて実施しやすい仕組みを創設する。

また、新制度の円滑な実施のために従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施する。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (予算案：22. 3億円)

子育て支援員研修事業 (予算案：6. 5億円)

- ・ 育児経験豊かな地域の人材を主な対象として、その経験を活かし、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施
- ・ 研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 (予算案：15. 7億円)

- ・ 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が拡充されることに伴う、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うための各種研修を実施

【研修内容】

- ・ 保育の質の向上のための研修事業等
- ・ 家庭的保育者等研修事業
- ・ 病児・病後児保育事業研修事業
- ・ 放課後児童支援員等研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援
- ・ 訪問型研修事業(一時預かり・延長保育等)
- ・ 病児・病後児保育事業研修(訪問型)事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

補助率：国1/2、都道府県又は市町村1/2

実施主体：都道府県又は市区町村(民間団体に委託可) ※子育て支援員研修については別途指定制も可(国庫補助対象外)

子ども・子育て支援推進調査研究事業 (予算案：2億円)

- ・ 子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施
(研究テーマ例：保育技能の習得に関する研究、総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究 等)

補助率：定額(10/10相当、1,500万円を上限)

実施主体：都道府県、市区町村又は民間団体等

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

次世代育成支援対策施設整備交付金については、平成27年度予算案において引き続き次世代育成支援対策の充実を図るため、約56.6億円の予算を計上したところであり、各地方公共団体におかれては以下の整備等について引き続き推進していただきたい。

- 児童養護施設の小規模化、地域分散化の整備の推進
- 今後想定される大規模災害等に備えた児童養護施設等の耐震化整備の推進

※なお、平成26年度補正予算において防災対策の加速化を図る観点から児童養護施設等の耐震化整備等を推進（約8.8億円）

- 1 目的
児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業概要等

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設 ※平成27年度より子育て支援のための拠点施設について対象に追加	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラ―設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設 ※その他の施設については「①通常整備」において耐震化等整備が可能	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリングラ―設備整備 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリングラ―整備を図る。	乳児院 ※その他の施設については「①通常整備」においてスプリングラ―設備整備が可能	スプリングラ―設備整備

3 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社
※ 27年度から婦人相談所一時保護施設の設定主体を拡大(都道府県→都道府県・指定都市)

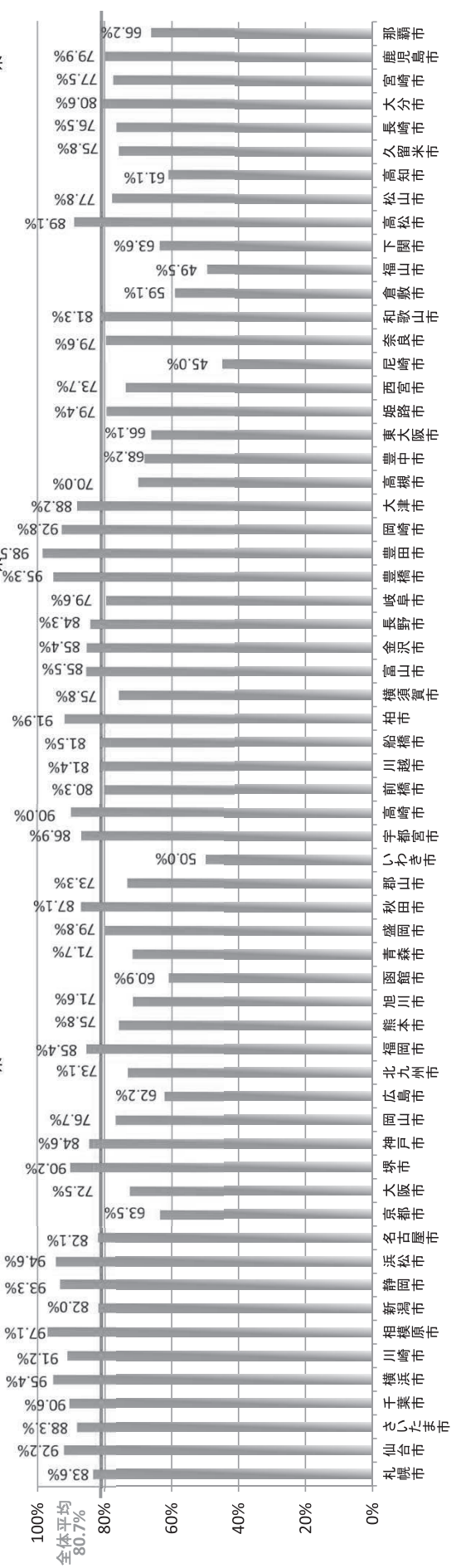
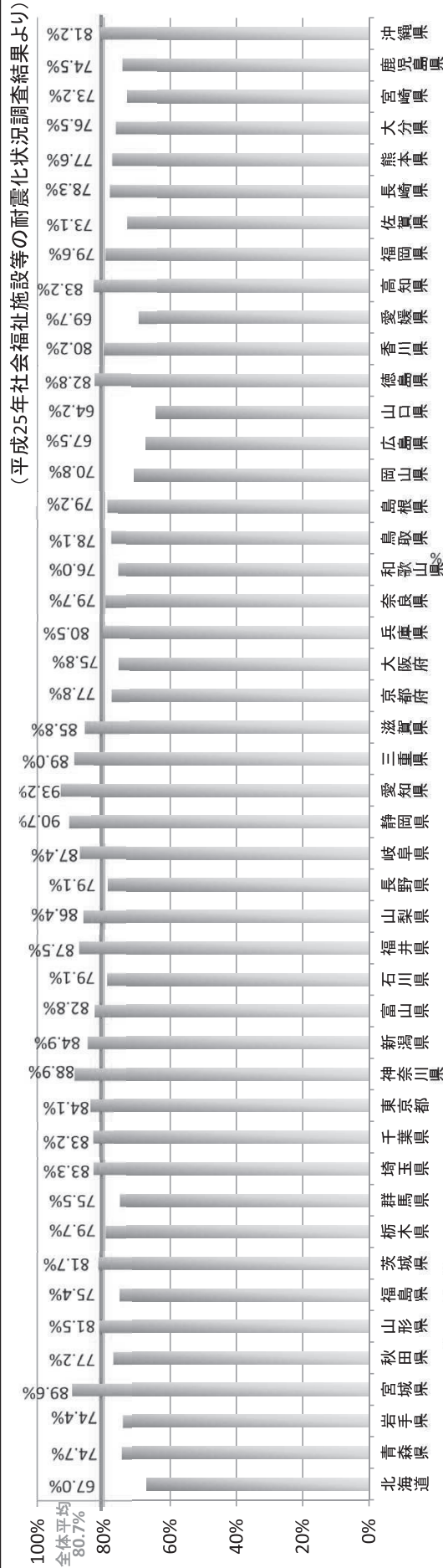
4 補助基準額

整備地域、整備規模、加算額が加わるなどにより、補助基準額が異なる(大規模修繕のみ、対象経費の実支出額が基準額)。なお、「②耐震化等整備」及び「③スプリングラ―設備整備」については、「①通常整備」より補助基準額の引き上げを実施。

- 5 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

児童福祉施設等の耐震化の状況について

- 平成25年10月1日時点における児童福祉施設等の都道府県・指定都市・中核市別の耐震化率の状況は以下のとおり。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金において耐震化整備を推進しているところであり、各地方公共団体においては未耐震施設の耐震化整備を早期に進めていただきたい。



被災者健康・生活支援総合交付金について

概算決定額 59億円

- 被災した子どもに対する支援については、平成27年度予算案より「被災者健康・生活支援総合交付金」において実施することとしているところ。
- 被災地における子どもへの心のケアや遊び場の確保等の総合的な支援は依然として重要であることから、平成26年度と同内容の事業により、引き続き、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を実施することとしているため、各地方公共団体においては事業の一層の推進を図っていただきたい。

事業概要・目的

○ 避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のペースアップに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○ こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的業務を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○ 新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

① 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



II. 被災した子どもに対する支援

① 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どもものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもへの心のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施



② 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



資金の流れ



期待される効果

○ 被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康・生活支援総合交付金の事業

I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



II-①被災した子どもたちの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どもがいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



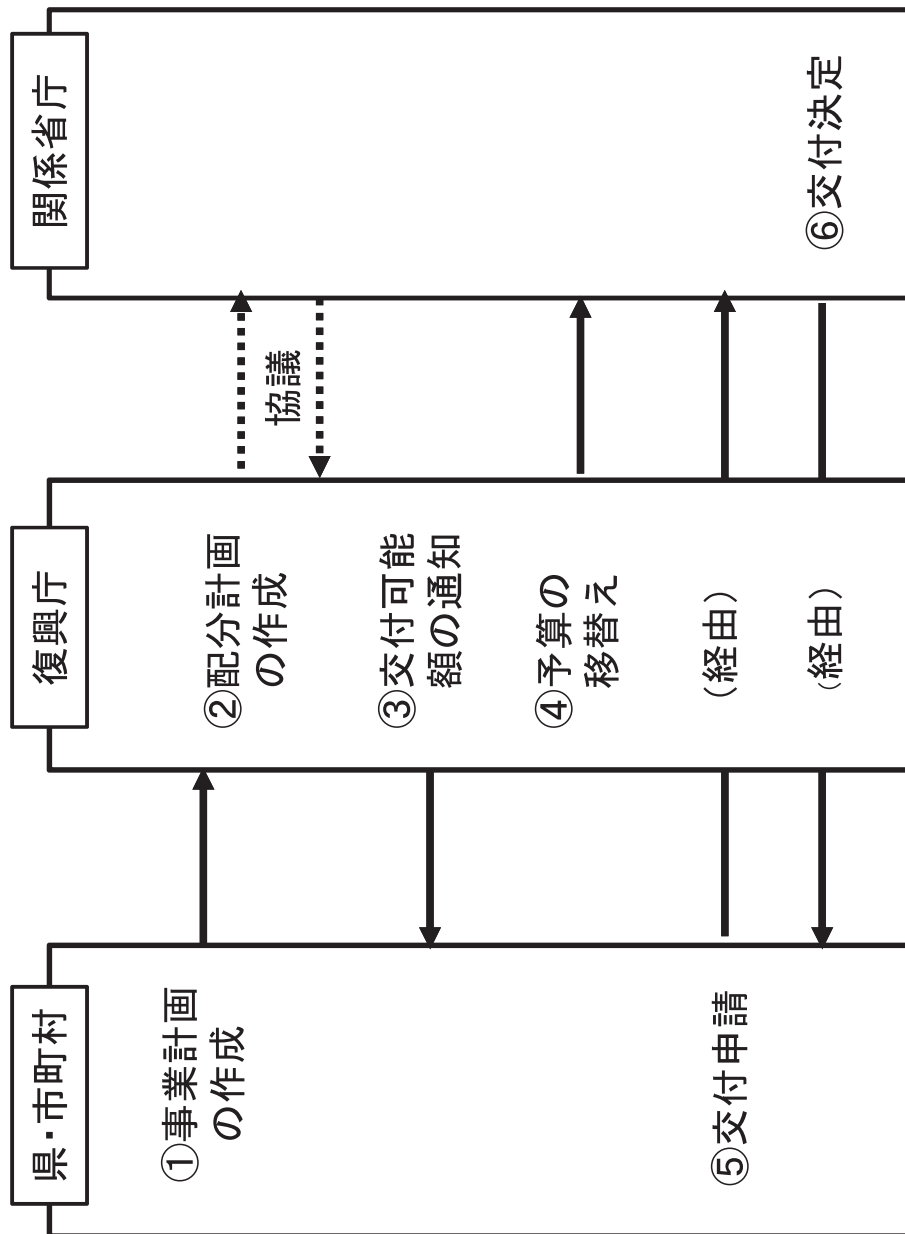
II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業



被災者健康・生活支援総合交付金のスキーム



被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	対象者
<p>【継続（一部の帰還者について対象に追加）】 子ども健やか訪問事業</p>	<p>東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもものいる家庭や長期の避難生活から自宅に帰還した後に支援が必要な家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。</p>	<p>被災県（岩手県、宮城県、福島県）、被災指定都市等（仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市）、被災県内の市町村（被災指定都市等を除く。）</p>	<p>避難生活をしている被災児童のいる家庭、長期の避難生活から自宅へ帰還した家庭等</p>
<p>【継続】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業</p>	<p>東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士が一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。</p>	<p>仮設住宅設置県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県）、仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村</p>	<p>仮設住宅に居住する被災児童等</p>
<p>【継続】 遊具の設置や子育てイベントの開催</p>	<p>被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大形遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。</p>	<p>被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村（被災指定都市等を除く。）</p>	<p>対象地域に居住する被災児童等</p>
<p>【継続】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業</p>	<p>東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体を実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。</p>	<p>被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村（被災指定都市等を除く。）</p>	<p>被災児童及びその家族</p>
<p>【継続】 児童福祉施設等給食安心対策事業</p>	<p>東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み（給食用食材の放射線検査（事前検査）、給食のモニタリング調査（給食全体の事後検査））を支援する。</p>	<p>特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県）、郡山市、いわき市、福島県内の市町村（郡山市及びいわき市を除く。）</p>	<p>対象地域に居住する被災児童等</p>
<p>【継続】 保育料等減免事業</p>	<p>東日本大震災に伴い保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。</p>	<p>都道府県、指定都市、中核市、市町村（本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。）</p>	<p>被災者</p>

※補助率はいずれの事業も定額
 ※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助
 ※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

